

単一効特許 パッケージ

低コストで簡易かつ広範な特許

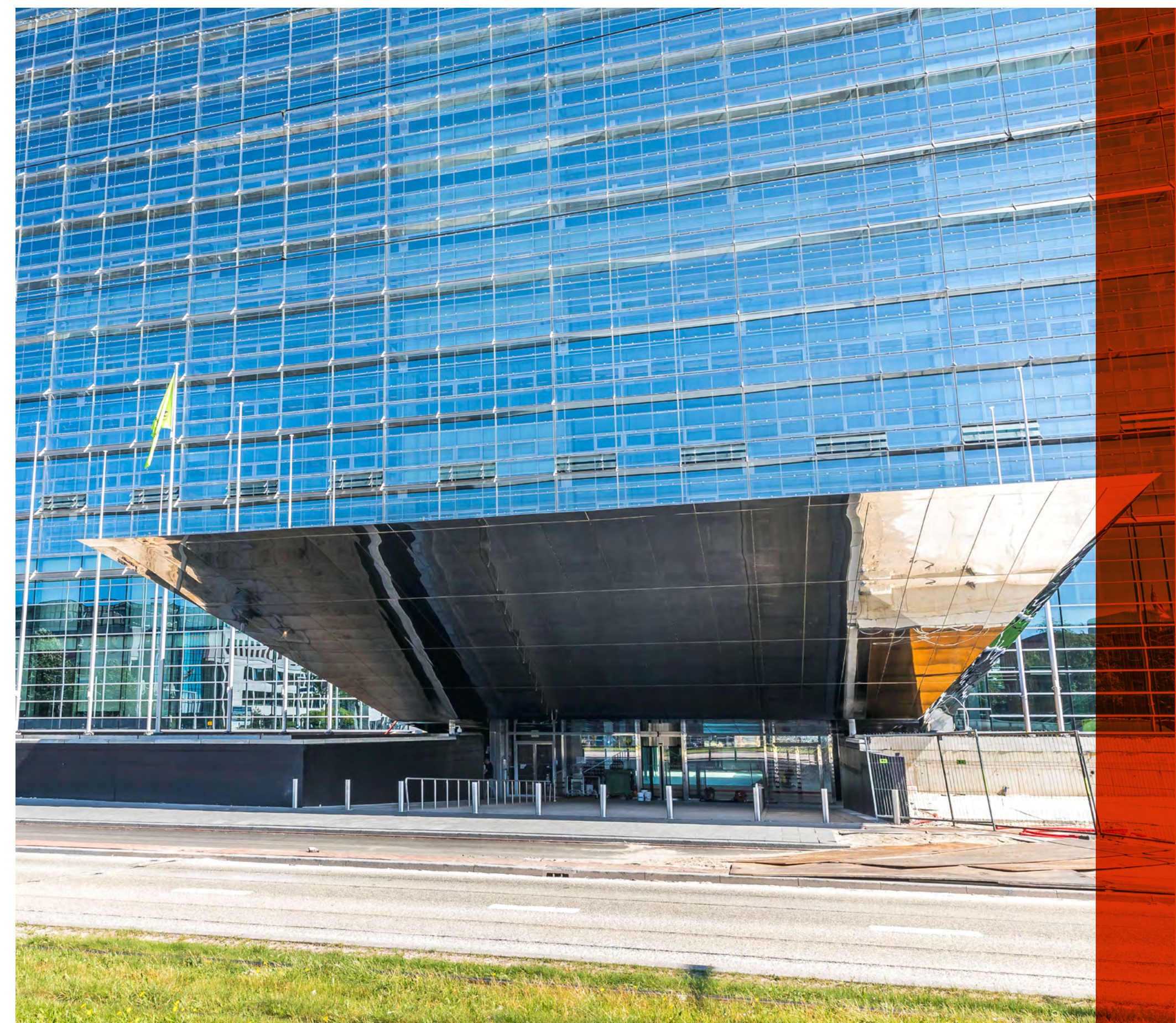
2022年5月

単一効特許

一元化されている欧州の既存の特許付与制度を補完し強化する。統一特許裁判所と共に、欧州全域で費用対効果の高い特許保護及び紛争解決の選択肢をユーザーに提供すると共に、イノベーションの研究、開発、そして投資を促すであろう。

欧州の特許は強力な資産であり、それによって革新的な企業が投資を呼び込み、利益を生み出すライセンス契約を結び、市場シェアを守り、事業を拡大することができる。しかしながら、欧州特許の有効化、維持、行使は多額の費用を伴う複雑なものでありうる。新たな単一効特許制度は、欧州全域における発明の効果的な保護をより容易かつ安価にするばかりではなく、簡素化された

一元的な紛争解決システムも導入され、法的確実性が高まる。



国内特許の集まりから...

1970年代以降、欧州特許庁（EPO）は欧州における特許付与の一元化された単一のプロセスを提供している。特許出願は英語、フランス語、ドイツ語のいずれかで提出され、その結果として取得される特許が、限りなく最高の質のものとなるよう確保すべく詳細な調査や法的検討が行われている。特許付与手続きが一元化されたことで、特許権者は最大44カ国で特許保護を受けられる。ただし、付与される欧州特許は単一の一元的な権利ではなく国内特許の集まりであるため、当該特許が発効する国ごとに個別に有効化や維持を行う必要があり、煩わしく、費用もかかるプロセスになりうる。



付与される欧州特許は単一の一元的な権利ではなく国内特許の集まりであるため、国ごとの有効化や維持が必要となり、煩わしく、費用もかかるプロセスになる。

… 単一の一元的な権利へ

単一効特許制度では、参加EU加盟国にとってのそうした欠点がなくなる。すなわち、単一効の新たな欧州特許では均一かつ広範な地域的特許保護を得るための簡略化したルートが提供され、煩雑な手続きが大幅に削減され、費用も減少する。欧州特許における特許付与前の一元化された手続きは、特許付与後の一元化された手続きによって補完されることとなる。すなわち、複数の国で欧州特許の有効化が個別に行われるのではなく、特許権者がEPOへの1回の申請により単一効特許を得ることが可能となり、EPOがワンストップショップとして機能し、単一効特許及びそれに関連する手数料の納付を一元的に管理する責任も担う。

単一効の新たな欧州特許では均一かつ広範な地域的特許保護を得るための簡略化したルートが提供され、煩雑な手続きが大幅に削減され、費用も減少する。

その仕は 組みは 組みは ？

単一効特許は既存の欧州特許制度に置き換わるのではなく、それを補完するものである。世界中の革新的な事業者が単一もしくは複数のEU加盟国で欧州特許を有効化する国別のルートを取るか、あるいは単一効特許の保護を選択するかを自由に選べるようになる。また、この新制度を既存の制度と組み合わせることで、単一効特許を取得する一方、それと並行して新制度に参加していないもしくは統一特許裁判所協定（UPCA）に未加盟である他のEPC締約国で従来の欧州特許を有効化することもできる。

単一効特許は既存の制度に置き換わるのではなく、それを補完するものである。世界中の革新的な事業者が国別のルートをとるか、あるいは単一効特許の保護を選択するか、それとも新制度を既存の制度と組み合わせるかを自由に選べるようになる。



取得するには？

特許権者がEPOによる単一効特許の登録を得るには、欧州特許をあらかじめ取得しておかなければならない。すなわち、通常の信頼できる欧州特許条約の規則や手続きに基づいて欧州特許出願が提出され、処理されなければならない。新たな点は、従来の一元化された付与前手続きがEPOでの一元化された付与後の手続きにより補完されることである。

単一効特許を取得する手続きは単純かつ明解である。すなわち、参加するすべてのEU加盟国で同じ一連のクレームに対して欧州特許が付与されていなければならない。その上で、欧州特許付与の公告から1ヶ月以内に単一効の請求を提出しなければならない。当初の移行期間中を除き、単一効特許には付与後の翻訳が必要となる。EPOが単一効請求を審査し、要件が満たされていれば単一効特許を登録する。

単一効特許を取得する手続きは単純かつ明解である。すなわち、特許権者が最初に欧州特許を取得し、その上で単一効の請求を提出しなければならない。

費用は？

単一効の請求は完全に無料である。すなわち、単一効請求でEPOに対して支払う出願料、審査料、または登録料はない。

単一効特許の更新料は非常に魅力的で企業に優しい水準に指定されており、欧州の特許の平均的な寿命である最初の10年間における維持費用の総額は5,000ユーロ未満となる。

料金及び間接費の比較を見ると、単一効特許の費用総額は標準的な欧州特許を4カ国で有効化し維持するために現在発生する費用を大幅に下回っている。

単一効特許の費用節減総額の可能性は、管理の簡略化に伴う節減も計算式の要素に加えられると明確になる。現在のように断片化している付与後の段階では、国毎に異なる特許庁に対して異なる金額の異なる更新料を、異なる通貨で支払わなければならない、そうした国々の特許庁では法律上の要件、特に期限に関する要件も異なっている。単一効特許における更新料は1つだけとなり、単一の通貨（ユーロ）で一元的に、標準化された手順でEPOに支払われ、締め切りも1つのみで、代理人を使用する義務もない。

さらに、中小企業は最初の特許出願をEPOでの3つの公式言語の1つに翻訳したものを提出する費用として500ユーロ補償を受けられる資格を得る。

単一効特許の更新料

–	–	1 1年目	€ 1 460
2年目	€ 35	1 2年目	€ 1 775
3年目	€ 105	1 3年目	€ 2 105
4年目	€ 145	1 4年目	€ 2 455
5年目	€ 315	1 5年目	€ 2 830
6年目	€ 475	1 6年目	€ 3 240
7年目	€ 630	1 7年目	€ 3 640
8年目	€ 815	1 8年目	€ 4 055
9年目	€ 990	1 9年目	€ 4 455
1 0年目	€ 1 175	2 0年目	€ 4 855

- 更新料延滞に対する追加料金 = 延滞した更新料の50% (Rule 2[1], item 2, RFeesUPP)
- ライセンス・オブ・ライトの場合は更新料が15%減額 (Rule 2[1], item 2, RFeesUPP)

「典型的な」欧州の特許制度の下での欧州主要4カ国のみにおける同等の保護と比較したときの単一効特許の費用に関する詳細は、EPOウェブサイトをご参照のこと。

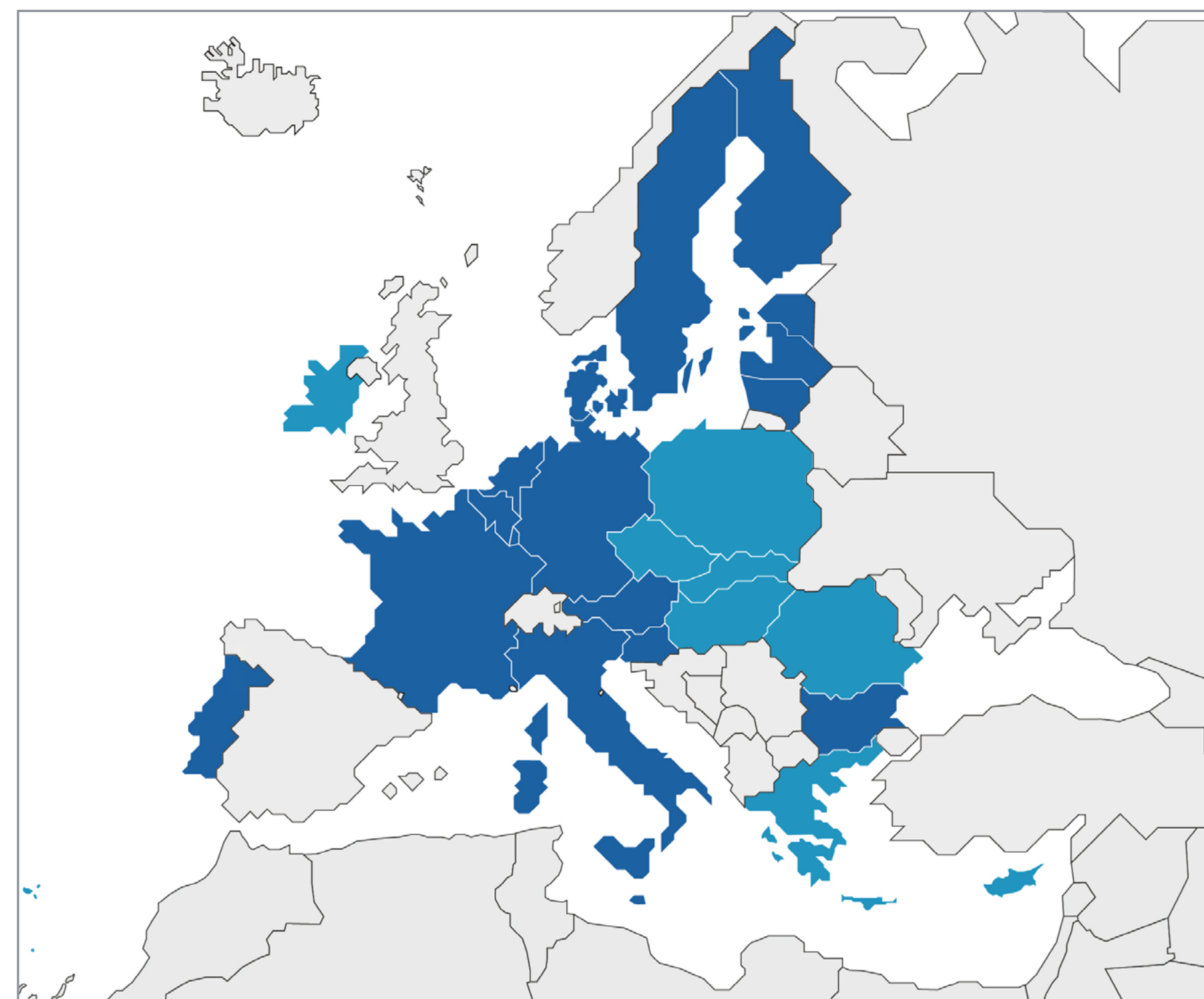
申請は無料となる予定であり、更新料は非常に魅力的で企業に優しい水準に定められている。

地理的範囲は？

単一効特許の地理的範囲は、最終的には単一効特許保護に関する「強化された協力」に加盟しているEU加盟国25カ国全てが対象となる予定である。

しかし、単一効特許の対象となるためには、加盟国は「強化された協力」に参加しているだけでなく、単一効特許の登録時点でUPCAを批准していなければならない。新制度の開始時までには少なくとも17カ国が批准すると予想されている。

単一効特許の地理的範囲はその存続期間中は同じままであり、その単一効が登録された後にUPCAを批准した国に拡大されることはない。



「強化された協力」に参加している25カ国には、統一特許裁判所協定（UPCA）を批准済みで、それにより新制度開始時に単一特許保護の対象となる17カ国（深青色）（すなわち、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロベニア、スウェーデン）、並びにUPCA批准後に制度に参加する可能性のあるその他8カ国（淡青色）（すなわち、キプロス、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ポーランド、ルーマニア、スロバキア）が含まれている。

欧州での単一の特許裁判所

新設される専門の統一特許裁判所（UPC）は付与される権利の範囲と制限を判断する際には、統一実体特許法を適用する。

司法執行についても、とりわけ侵害や取消をめぐる紛争の審問を行う権限を備えた参加EU加盟国向けの選任の中央特許裁判所として新設される統一特許裁判所（UPC）に対して提訴が行われることで、かなり簡素化される。

現在は欧州の特許専門の裁判所が存在しないことから、特許訴訟はさまざまな国の裁判所で並行して起こす必要があり、法的手段に訴えることがすべての当事者にとって複雑で費用のかかることになりうる。

UPCによって、こうした状況も終わるであろう。単一効特許及び標準的な欧州特許の保有者は、その管轄に登録されている国において、よりシンプルな特許訴訟環境を享受するようになる。

UPCは第一審裁判所、控訴裁判所、及び登録所で構成される。付与される権利の範囲と制限を判断する際には、統一実体特許法を適用する。判決は法律面及び技術面の両方で適格の判事で構成される多国籍パネルによって下される。その決定は最高の質的水準を満たし、整合性のある判例法を構築し、より高い法的確実性が保証される。

UPCでの手続きは、より簡易的、より迅速、より効率的なものになる。また、各加盟国で訴訟を起こす必要がなくなることから、訴訟費用も減少する。これに加え、小規模な企業にとっては、裁判費用の減少や、敗訴した場合に勝訴側に認められる回収可能費用の上限引き下げが恩恵となる。

UPCは単一効特許の他に標準的な欧州の特許についても管轄権を持つことになるが、7年間の移行期間にはある程度の例外が適用されるであろう。

新制度の開始はいつか？

新たな単一効特許制度は2022年下期に発効すると予想されている。

経過措置

単一効特許を早期に取り込む利用者に対する支援として、EPOは特許付与手続きの最終段階に到達した欧州特許出願に適用する2つの経過措置、すなわち「単一効の事前申請」と「欧州特許付与決定の交付延期申請」を導入している。こうした移行措置に関する情報はここである。

新制度は2022年下期に発効する予定であり、EPOは欧州特許出願に適用する2つの経過措置を導入している。



(※) 著作権表示と免責事項について

本資料の和訳は、日本貿易振興機構（以下、「JETRO」）が欧州特許庁（以下「EPO」といいます）の支援を受けて作成、翻訳、翻案したものです。EPOは、誤謬や脱落がないことを保証するものではなく、その信頼性、使用・不使用に関するいかなる責任も負いません。EPOは、本サイトの信頼性、使用／使用不能、および関連する損害、データの損失に関して、いかなる責任も負わないものとします。損害、データ、利益または収益の損失に関するいかなる責任も負いません。また、日本語訳は細心の注意を払って作成しておりますが、万一、原文とこの日本語訳の内容とが齟齬する事態が生じた場合は、原文の内容が優先されます。本レポートを通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETROはその責任を負いかねます。なお、本書の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。参考のため、オリジナルは、EPO（欧州特許庁）ウェブサイトで見ることができます。



Published and edited by
European Patent Office
© EPO May 2022
epo.org

Responsible for the content:
Directorate European and International Legal Affairs, PCT (D 5.2.2)

Address:
Bob-van-Bentham-Platz 1 | 80469 Munich | Germany

Tel.:
+49 89 2399-0

Email:
international_legal_affairs@epo.org